情報学基礎第2回課題

理工学部1年

学籍番号:61719080

矢野 直樹

課題1 JASRACKがヤマハ音楽教室から著作権料徴収を決めた件について

概要

2017/2/2，JASRAC（日本著作権協会）が音楽教室からも楽曲の演奏について著作権使用料（以下著作権料）を徴収する方針を明らかにした。大手の音楽教室約9000カ所を対象とし、個人運営の教室は除く。徴収するのは年間受講料の2.5%。JASRACは7月に文化庁に徴収規定を提出し、2018年1月から徴収を開始する予定 [1]。（現在の提案では著作権料は1レッスンにつき50円 [2]）

2017/2/3，JASRACの方針に反対する音楽教室の事業者等が「音楽教育を守る会」を結成 [3]。

2017/3/27，「守る会」がJASRACの方針に反対する署名活動を開始。6月末までに50万の署名を集めることを目標としている [2]。

背景

2000年，著作権法附則14条が廃止された。附則14条とは、レコード音源による演奏については著作権の適用外とするもの。2001年，これを受けて，JASRACは翌年4月からCD等の録音物をBGMとして演奏するような業種からも著作権料の徴収を始めることを決める [4]。JASRACは既にカルチャーセンター等からも著作権料を徴収している [5]。ここで音楽教育施設から著作権料を徴収する前例ができている。

意見の相違

JASRAC:

・音楽教室は著作権法第三十八条に定める著作権の例外にはならない [6]。

・社交ダンス教室からの著作権料徴収を巡る裁判で，受講者は「公衆」ではないとの判決が下った判例がある [6]。

・著作者に利益が回らないことが文化の発展を阻害する。

音楽教室:

・『音楽教室での指導や練習の楽器演奏は「聞かせることが目的」ではないから、著作権法上の「演奏権」に該当しない』 [6]。

・音楽教室での演奏の対象は著作権法上の「公衆」ではない [6]。

・音楽教室からの使用料徴収は文化の発展を阻害する [6]。

感想

JASRACは音楽教室から著作権料を徴収することは，著作者の権利として当然であり，またそのようにして著作者に相応の報酬が支払われることが文化の発展に寄与するのだと主張している。確かに，ヤマハ等の大手の音楽教室は著作物を用いて利益を得ている以上，その利益を著作者に還元すべきではある。しかし，音楽教室と学校を分けるものは学校法人かどうかだけだ。その違いだけで著作権料の徴収に有無が生じるのは果たして著作権法の趣旨に沿っているのだろうか。それに，個人運営の音楽教室から著作権料を徴収しないというのも公平性を欠いている。また，この方針は著作者各々の意向に沿えているものではないように思われる。例えば作詞家である及川眠子‏はTwitter上で本件に関して，音楽教室で演奏される曲に対し著作権料をもらう意思はないと発言している [7]。著作権料の元手は，音楽教室の受講料の一部となり，音楽教室の生徒やその親がそれを負担することになる。音楽家のたまごである生徒やその親に著作権料を支払わせること自体を嫌悪する音楽著作者も少なくはないのではないだろうか。JASRACの方針に反対するなら，脱会すればいいのではないかとする意見もあるが，JASRACは著作権管理事業を事実上独占していて最も効率よく著作権料を徴収できる以上，それは零細な著作者にとっては難しい選択肢に思われる。

# 参照文献

|  |  |
| --- | --- |
| [1] | 赤田康和, “音楽教室から著作権料　ＪＡＳＲＡＣ徴収方針、９０００カ所対象　教室側反発,” *朝日新聞朝刊,* p. 34, 2 2 2017. |
| [2] | ハフィントンポスト編集部, “JASRACの「音楽教室のレッスンでも著作権料徴収」方針に対抗、ヤマハなどが署名活動,” The Huffington Post , 27 3 2017. [オンライン]. Available: http://www.huffingtonpost.jp/2017/03/27/jasrac\_n\_15631238.html. [アクセス日: 10 5 2017]. |
| [3] | 赤田康和, “音楽教室側、反対の会　ＪＡＳＲＡＣ著作権料徴収,” *朝日新聞夕刊,* p. 11, 3 2 2017. |
| [4] | 社団法人 日本音楽著作権協会(JASRAC), “プレスリリース - 日本音楽著作権協会（JASRAC）,” 19 10 2001. [オンライン]. Available: http://www.jasrac.or.jp/release/01/10\_3.html. [アクセス日: 10 5 2017]. |
| [5] | 藤尾明彦, “ヤマハ対JASRAC､著作者はどちら側に立つか | 週刊東洋経済(ビジネス) | 東洋経済オンライン | 経済ニュースの新基準,” 27 2 2017. [オンライン]. Available: http://toyokeizai.net/articles/-/160181. [アクセス日: 10 5 2017]. |
| [6] | “音楽教室から著作権料、徴収根拠は、教育どうなる――ＪＡＳＲＡＣ理事長浅石道夫氏、営利目的なら払って当然。,” *日経産業新聞,* p. 2, 20 2 2017. |
| [7] | 及川眠子‏, 2 2 2017. [オンライン]. Available: https://twitter.com/oikawaneko/status/827175951515594752. [アクセス日: 10 5 2017]. |

課題2 誕生年月における出身地の気温

表1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1998年4月 (東京) | 平均気温(℃) | 最高気温(℃) | 最低気温(℃) |
| 1日 | 5.4 | 8.5 | 0.6 |
| 2日 | 3.9 | 6.2 | 0.8 |
| 3日 | 7.4 | 12.9 | 0.6 |
| 4日 | 10.8 | 16.9 | 4.4 |
| 5日 | 13.7 | 21.8 | 5.7 |
| 6日 | 12.1 | 14.2 | 11.3 |
| 7日 | 12.5 | 14.7 | 11.0 |
| 8日 | 13.9 | 18.8 | 9.7 |
| 9日 | 9.7 | 10.7 | 8.5 |
| 10日 | 16.4 | 24.2 | 8.5 |
| 11日 | 18.3 | 26.4 | 10.4 |
| 12日 | 16.0 | 20.1 | 12.5 |
| 13日 | 20.0 | 24.7 | 14.5 |
| 14日 | 20.6 | 22.9 | 18.9 |
| 15日 | 16.2 | 21.1 | 11.4 |
| 16日 | 13.9 | 18.6 | 10.4 |
| 17日 | 12.2 | 13.3 | 11.5 |
| 18日 | 14.2 | 17.1 | 11.5 |
| 19日 | 17.9 | 24.7 | 12.4 |
| 20日 | 19.9 | 27.6 | 12.2 |
| 21日 | 20.8 | 26.4 | 14.2 |
| 22日 | 22.2 | 28.0 | 17.1 |
| 23日 | 21.3 | 25.6 | 16.1 |
| 24日 | 20.1 | 21.8 | 19.1 |
| 25日 | 20.5 | 22.5 | 18.7 |
| 26日 | 12.6 | 19.5 | 9.9 |
| 27日 | 12.6 | 15.2 | 9.9 |
| 28日 | 16.6 | 19.8 | 13.2 |
| 29日 | 20.1 | 27.5 | 14.5 |
| 30日 | 19.2 | 23.6 | 15.6 |
| 平均値 | 15.4 | 19.8 | 11.2 |
| 標準偏差 | 4.8 | 5.8 | 4.9 |

グラフ1

グラフ2